

## 平成27年度 社会福祉法人花ノ木 事業報告書

平成28年3月31日に社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）が成立、公布されました。本法の施行に当たり、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保等の積極的な対応が求められています。

平成27年度において、社会福祉法人花ノ木では、公共性の高い非営利法人としての自覚のもと福祉・医療サービスの質の向上を図り利用者の安全・安心な生活を守り、さらに、地域福祉の貢献を、念頭に置きつつ次の事業に取り組みました。

### 1、「人権の尊重」

児童福祉の保障の原理及び障害者福祉の基本理念に基づいて個人の尊厳に配慮した良質かつ安心、安全なサービスの提供に努めてきました。

### 2、「支援サービスの質の向上」

- ・利用者や家族の思いを十分尊重した生活支援・医療サービス等、細かいサービスの提供に努め利用者の個別支援計画を作成し保護者支援面談を実施し利用者の状況に合った支援を実施しました。
- ・生活支援サービスの向上においては、建物附属設備、通園送迎車両の更新及び天井走行リフト等を整備し利用者の支援サービスの向上に努めました。

医療支援サービスの向上においては、体重計、ベットサイドモニター及び低床3モーターベッド等の器具及び備品を計画的に購入し医療サービス環境の充実を図りました。

### 3、「地域福祉の推進」

花ノ木医療福祉センターの人的・物的な資源を活用し、市・町及び関係諸団体との連携を図り、相談支援、地域療育等支援、短期入所、通所事業、児童発達支援事業及び地域情報発信事業を開催するなど、地域福祉の向上に取り組みました。

### 4、生活環境の向上

良質で安心安全なサービスを提供し、利用者の生活環境の充実整備を図るため、病棟増築等工事の実施設計、業者選定、入札執行を行い本工事に平成28年3月14日工事着手し平成28年12月末完成をめざしました。

### 5、職員育成の充実

医療・福祉サービスの向上を図るため、年間研修計画に基づき、職場研修を実施するとともに、外部の研修に積極的に参加して各専門領域における知識、技術を学び職員の資質向上に努めた。さらに人事評価を実施しその結果に基づき職員1人ひとりの資質向上に向けた個別面談を行い職員育成の充実を図りました。

## 6、経営の安定を図る財政基盤の充実

社会福祉法人のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、継続して会計監査人による監査を実施し透明性の高い財政運営に努めた。社会福祉の担い手としての公益性の発揮、安定した支援サービスの提供、地域福祉の向上に向けた地域発信事業の実施等の取組を行った。

予算の執行管理を強化し、各事業における収入の確保に向けた執行と収入増を図る体制の整備を実施して経常収支において収支差額 8 千 4 百万円を確保した。

施設整備においては病棟等の増築事業に着手するとともに、サービスに必要な備品等の整備を行い固定資産の取得に努めた。将来に必要な資金として財政調整積立金等の積立資産 1,404,004 千円を確保することができた。

なお、職員の退職給付金についても全額確保している。

以上